

新型コロナウイルス感染症の影響に対する主な支援の相談窓口

令和2年5月19日現在

個人向け	給付	全ての皆さまへ	→	特別定額給付金	一律ひとり10万円	お住いの市町または 総務省コールセンター 0120-26-0020
		休業、失業等で 家賃が払えない	→	住居確保給付金	原則3カ月（最大9カ月）住宅扶助 相当額を自治体から家主へ支払い	県及び各市の 生活自立支援センター
	貸付	休業、失業等で生計が 維持できない	→	緊急小口資金	主に休業者向け。無利子で最大20 万円。保証人不要。	各市町の社会福祉協議会 または相談コールセンター 0120-46-1999
			→	総合支援資金	主に失業者等向け。単身世帯で月15万円 以内、2人以上世帯で月20万円以内を原則 3カ月まで。無利子。保証人不要。	各市町の社会福祉協議会 または相談コールセンター 0120-46-1999
事業者向け	給付	事業収入（売上）が 減少した	→	持続化給付金	売上が前年同月比50%以上減少した事業 者に法人200万円、個人事業者100万円 を上限に給付。	経済産業省 コールセンター 0120-115-570
		国の持続化給付金の 対象にならない	→	佐賀型チャレンジ事 業者持続化支援金	国の持続化給付金の対象にならない（令和 2年1月以降に創業又は店舗などの事業所 を拡大した）事業者に支援（国と同額）。	県事業者向け 支援制度相談センター 0952-25-7462
		休業要請に協力した	→	佐賀型 店舗休業支援金	休業要請の対象になっており、要請に協 力した事業者に1店舗15万円を交付。 （店舗数上限なし）	県事業者向け 支援制度相談センター 0952-25-7462
		観光客を対象とした 宿泊施設、貸切バス・ タクシーへ	→	佐賀型 宿泊施設支援金	新型コロナの影響を受けた旅館・ホテル に対し1施設50万円給付。	県観光課 0952-25-7098 ※平日のみ
			→	佐賀型 貸切バス・ タクシー支援金	新型コロナの影響を受けた県内貸切バス・ タクシー事業者に給付。 貸切バス：1台につき10万円 タクシー：1営業所につき20万円	県観光課 0952-25-7098 ※平日のみ

新型コロナウイルス感染症の影響に対する主な支援の相談窓口

令和2年5月19日現在

事業者向け	給付	隣県（福岡県）からの人の流れを止めるために休業した	⇒	佐賀型 県境ストップ支援金	通常、福岡県からの客が半分以上の飲食店等で、自主休業した場合1店舗15万円交付。（店舗数上限なし）	県事業者向け 支援制度相談センター 0952-25-7462	
		従業員を休業させたい	⇒	雇用調整助成金の特例	一時休業などにより労働者の雇用維持を図った場合、休業手当などを一部助成。	佐賀労働局 0952-32-7173 ※平日のみ	
		子どもがいる従業員・フリーランスのために	⇒	学校等休業助成金	労働者に子供の世話のため有給を取得させた事業主（委託を受けて個人で仕事をする人も含む）に、対象労働者に支払った賃金相当額を助成。	厚生労働省 コールセンター 0120-60-3999	
		新型コロナの対策を行う小規模事業者へ	⇒	小規模事業者持続化補助金	小規模事業者（常時使用する従業員の数が20名以下等）の販路開拓（コロナ特別対応）の取組に上限100万円まで補助。	各商工会議所・商工会	
	貸付	資金繰りに困っている	⇒	新型コロナウイルス感染症特別貸付	3,000万円まで3年間実質無利子	事業資金相談ダイヤル 0120-154-505 佐賀支店 0952-22-3341 ※平日のみ	
			⇒	新型コロナウイルス感染症対応資金	3,000万円まで保証料ゼロ、3年間実質無利子	県産業政策課 0952-25-7093 ※平日のみ	
			⇒	新型コロナウイルス感染症資金繰り対策資金	8,000万円まで保証料ゼロ、3年間実質無利子		
	相談	新型コロナの影響で経営相談をしたい	⇒	経営相談窓口	新型コロナの影響で経営に支障が生じている中小企業・小規模事業者向け相談窓口。	各商工会議所・商工会	
	CSO向け	給付	活動に支障が生じている	⇒	佐賀型 CSO持続支援金	県内CSO40団体程度に原則上限10万円の助成。	佐賀未来創造基金事務局 0952-26-2228 ※平日のみ